

介護職員等特定処遇改善及び福祉・介護職員等特定処遇改善について

令和5年4月 社会福祉法人みちのく協会

I. 加算の取得状況

1. 介護保険事業

事業所名	サービス名	加算の区分
特別養護老人ホーム富士見荘	介護老人福祉施設	加算 I
富士見荘短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	加算 I
富士見荘空床利用型短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	加算 II
ケアハウスアーベイン八幡平	特定施設入居者生活介護	加算 I
松尾デイサービスセンター	通所介護	加算 I
富士見荘指定訪問介護事業所	訪問介護	加算 I
地域密着型介護老人福祉施設はらからの里	地域密着型介護老人福祉施設	加算 I
はらからの里短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	加算 I

2. 障害福祉サービス事業

事業所名	サービス名	加算の区分
富士見荘指定訪問介護事業所	訪問介護	加算 I

II. キャリアパス要件について

1. キャリアパス要件 I

- イ. 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ. イに掲げる職員、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ. イ、ロについて就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

2. キャリアパス要件 II

- イ. 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び下記①、②

に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

①資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。

→法人の研修計画に沿って介護職員の職務内容を踏まえた研修を実施。

②資格取得のための支援の実施

→介護職員初任者研修、実務者研修の受講費用として2割を助成。

→介護福祉士国家試験対策として模擬試験の実施。

3. キャリアパス要件Ⅲ

イ. 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

①経験に応じて昇給する仕組み

②資格等に応じて昇給する仕組み

③一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

ロ. イについて、全ての介護職員に周知している。

Ⅲ. 職場環境等要件について

1. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

イ. 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。

2. 両立支援・多様な働き方の推進

イ. 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実

ロ. 有給休暇が取得しやすい環境の整備

ハ. 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

3. 腰痛を含む心身の健康管理

- イ. 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施